

昭和 55 年 3 月 6 日
警察本部訓令第 3 号
警 察 本 部 長
最 終 改 正
平成 19 年 9 月 25 日

埼玉県警察警備艇の管理及び使用に関する訓令

(概要)

埼玉県警察において保有する警備艇の管理及び使用について必要な事項を定めたもので

- 警備艇の定義
- 警備艇の管理、運用方法
- 艇長等の資格要件、任務
- 警備艇の整備

等について定めている。